

## 第 29 回福岡市屋外広告物審議会

### 議 事 録

日時 : 令和 6 年 1 月 25 日 (木) 13:30~14:15

場所 : エルガーラホール 7 階 中ホール 1

出席者: 池田 美奈子 九州大学 准教授  
猪野 猛 福岡商工会議所 事務局長  
井上 貢一 九州産業大学 教授  
岡 香織 弁護士  
古賀 靖子 九州大学 准教授  
田上 健一 九州大学 教授  
本間 美奈子 久留米大学 教授  
川上 陽平 福岡市議会議員  
鬼塚 昌宏 福岡市議会議員  
勝山 信吾 福岡市議会議員  
石本 優子 福岡市議会議員  
勝見 美代 福岡市議会議員  
藤野 哲司 福岡市議会議員  
山田 和文 福岡県警察本部生活安全部生活経済課 指宿課長代理  
田中 伸和 福岡市広告美術業協同組合 理事  
弟子丸 泰介 全九州ネオン工業協同組合 理事

事務局: 住宅都市局理事 大場、地域まちづくり推進部長 成尾、都市景観室長 佐藤

#### 会議次第

1. 開会
2. 審議事項  
宮崎宮地区都市景観形成地区の指定にかかる屋外広告物の規格 (案) について
3. 報告事項  
屋外広告物の規格における表現の整理について
4. 閉会

## <審議の概要>

(※審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

### 「1. 開会」

事務局：定刻となりましたので、ただいまから第29回屋外広告物審議会を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日も忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局：それではこれより会長に、本審議会の運営の方をお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長：進行を務めさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。まず、審議会定数の確認のため、本日の委員の出席者数について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局：本日は18名中16名の委員が出席されており、委員の2分の1以上に達しておりますので、本審議会規則第7条第3項の規定により、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

会長：次に、本会議と会議録の情報公開についてお知らせいたします。本審議会につきましては、福岡市の情報公開条例第38条に基づいて、公開されます。また、会議録につきましても、同条例第7条に基づく非公開情報を除き、公開するものとなっておりますので、委員の方の名前を除いた形で、市のホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 「2. 審議事項」

会長：本日の審議事項は、「筥崎宮地区都市景観形成地区の指定にかかる屋外広告物の規格(案)について」となっております。それでは審議事項について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、審議事項でございます、お手元の「筥崎宮地区都市景観形成地区の指定にかかる屋外広告物の規格(案)について」ご説明いたします。1ページをお願いいたします。

1の趣旨でございますが、筥崎宮地区都市景観形成地区の指定にあたり、都市景観形成基準における屋外広告物の規格について、福岡市屋外広告物条例第41条及び第42条の規定に基づき、本審議会でご審議いただくものでございます。

2の福岡市の景観誘導でございますが、まずは市全体の取組みについてご説明させていただきます。

福岡市では景観法の制定に基づき、平成24年に福岡市景観計画を策定し、3つの階層による景観誘導を行っております。

階層1としまして、福岡市全域に関する景観形成方針を定め、その上に階層2として、土地利用特性に応じた6つのゾーンごとの景観形成方針を、さらに一番上に階層3としまして、都市景観形成地区を指定することにより、細やかな景観形成方針を定め、届出により景観誘導を行っております。

真ん中の表には6つのゾーンについて、届出が必要な建築物の高さや延べ面積を示しております。

(2)の都市景観形成地区でございますが、市を代表する地区や、個性ある地区など、特に良好な景観を図るべき地区を、これまでに8地区指定しており、地区の特性に応じた景観形成方針及び基準を定め、よりきめ細やかな景観誘導を図っております。

なお、都市景観形成地区内は原則、すべての建築物の新築や増築等について届出が必要となります。

(3)の屋外広告物についてでございますが、福岡市では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示・設置する際のルールとして、屋外広告物条例を定め、許可制度による運用を行っております。条例では、広告物の大きさや高さ、設置できない場所、許可の手続き等に関するルールを定め、福岡の街をより美しく、安全・安心で快適に住みやすくするための広告景観づくりに取り組んでおります。

(4)に、屋外広告物とはを説明しておりますが、屋外広告物とは、4つの要件をすべて満たすものとなります。

1つ目は、常時または一定の期間継続して表示されるものであること。

2つ目は、屋外で表示されるものであること。

3つ目は、公衆に表示されるものであること。

4つ目は、看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの、並びにこれらに類するものでございます。

下に、主な屋外広告物を図示しておりますので、ご参照願います。

(5)の屋外広告物の規格ですが、福岡市では、自然豊かな地域、賑わいのある繁華街など、地域やまちの個性に応じた景観となるよう、地域を区分してそれぞれの地域にふさわしい規格を定めております。

2ページをお願いいたします。

福岡市内の地域の区分図でございます。

市内全域について、用途地域等を踏まえ、都心部・空港周辺地域、商業・沿道系地域、住居系地域、自然・低層住居系地域、空港地域の5つに区分しております。なお風致地区等については、屋外広告物の禁止地域に指定しております。3のこれまでの経緯 でございますが、ここからが筥崎宮地区についてのご説明でございます。

筥崎宮地区につきましては、平成28年に福岡市景観計画における「歴史・伝統ゾーン」に位置付け、歴史資源等を活かしたまちなみ形成を推進しております。令和4年5月に、歴史・伝統が感じられる魅力的なまちなみ形成を目的に、地区の土地・建物所有者により、「筥崎宮地区歴史景観づくり検討会」が設立され、令和5年3月には、筥崎宮地区におけるまちなみの自主ルールが策定されました。令和5年5月には、検討会より都市景観形成地区指定の要望書が提出されたことから、都市景観形成地区指定に向けた手続きを進めているところでございます。中段に位置図を示しておりますが、東区箱崎1丁目及び馬出5丁目の各一部で、赤で囲った約18.7ヘクタールが今回指定を行う区域でございます。経緯の詳細は下に記載の通りですが、令和5年9月の原案の縦覧においては、縦覧者9名で意見書の提出はございませんでした。

4のスケジュール でございますが、昨年12月に福岡市議会の福祉都市委員協議会に報告を行っております。

今月は福岡市都市景観審議会及び本審議会を開催し、来月の福岡市都市計画審議会を経て、3月に都市景観形成地区の法定告示を行う予定としております。

3ページをお願いいたします。

5の、景観形成方針及び基準（案）でございます。

筥崎宮地区の景観形成方針（案）につきましては、「筥崎宮を中心とした歴史・伝統が感じられる、境内の豊かな緑と調和した、心地よいまちなみづくり」としてしております。

景観形成基準（案）につきましては、この表に記載の通り、建築物、付属施設、付属設備、屋外空間、屋外広告物に関して、基準を定めております。

屋外広告物の規格につきましては、赤囲みを行っております。

まず、共通事項といたしまして、原則として自家用広告物とする。

2階以下に集約して設置する。

歴史景観と調和したものとする。

高彩度色や蛍光色を広い面積で使用することは避ける。

原則として発行可変表示式広告物を設置してはならない。

道路上空に係る広告物は設置してはならないとしております。

屋上設置広告物については設置してはならない。

壁面利用広告物については、総量で10平方メートルまたは、通りに面した壁面

面積の10分の1、いずれかの大きい方を上限とし、必要最小限とする。  
地上設置広告物につきましても、1敷地あたりの表示面積の総量を10平方メートル以内とし、こちらも必要最小限の大きさとするとしております。

4ページをお願いいたします。

宮崎宮地区の屋外広告物における現行の地域区分は、商業・沿道系地域及び住居系地域となっておりますので、参考としまして、屋外広告物の規格について比較表にまとめておりますので、ご参照ください。

以上で「宮崎宮地区都市景観形成地区の指定にかかる屋外広告物の規格(案)について」の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会長：ただいま事務局より、審議事項の説明がありました。資料では3ページの赤枠、こちらが今回審議の対象となる部分でございます。審議事項について、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

委員：確認ですけれども、発光型の広告物につきまして、ここでは発光可変っていうことになっていますが、可変しなければ発光しているものは、よろしいのでしょうか。例えば内照式のものですね。

この面積が10平方メートル以下で1×2メートルほどの広告物、例えばバス停にあるようなものは大丈夫なのでしょうか。これが懸念材料なのですが、夜間は暗いところに目が慣れていますので、かなり低いところに置き、視線に近いと余計目立つと思うのですが、それは大丈夫なのでしょうか。

事務局：そういったものにつきましては、基準上は大丈夫ということになります。付けられるということになります。

委員：それでよろしいのでしょうか。というのも、これからのことを考えて、これから反射式の広告物も、自発光型の方が、多分増えてくると思われます。

LEDですと、薄型で光るものって、色々たくさん作れるので、その点夜間が気になります。

会長：ただいまのご意見につきまして、みなさまいかがでしょうか。

委員：例えば夜のほのかな明かりとかの景観を大事にするのであれば、夜目立つものについては、時間で夜6時以降は切るとか、1つの手としてあるのかもしれない。

委員 : まだ多分、これについては全国的に検討や研究もされてないように思うのですが、輝度を、発光物の表面機能を、これからは制限するような考え方っていうのを、取り入れていけば、多少良くなるのかなっていうふうには考えております。補足です。

委員 : バスの停留所ですけども、やはり広告が入るというシステムででき上がっていますよね。

その審査とかもやっているんですけども、最近は、動画が少し入ってきていて、動画も可変というと思いますが、これも表現の1つとして出てくるだろうと思います。

そして、広告表現として見たときに、悪くないっていうのもあったりするので、この辺のテクノロジーの進化と、それからまちのクリエイティビティということで、結構考える必要があるのかなというふうに思いました。

会長 ; ご意見ありがとうございます。

これにつきまして、事務局としてのお考えはありますか。

事務局 : 発光可変表示式広告物につきましては、屋外ビジョンとかで、先ほど言いましたデジタルサイネージのようなもので、表示の内容を変えるというようなものを対象に考えております。例えば、液晶ビジョンとか液晶テレビとかですね、デジタルサイネージとか、そういったものについては、規制の対象にしようと考えております。

ただ、先ほど言いましたバスシェルターにつけているようなものにつきましては、今は静止画と、少し動くものとありますが、動くものについては発光可変式広告物に該当するので、その辺は規制の対象になるというふうに認識しております。以上でございます。

会長 : 今回の景観形成基準については、「原則として」というのがついており、原則として発光可変表示式については、設置してはならないとなっている。この線引きとしては、先ほどの輝度の問題であったり、あとはその内容にもよると思います。これは何がよくて何がだめか、という制限をつくるのはなかなか難しいところになってくる。場合によっては全国的にこういったものについて、議論がなされて来れば、それを踏襲していくのもよいのかなと。

ただ、この屋外広告物の規格にたくさんの文言を入れたり、屋外広告物条例自体が他の項目も合わせると相当な数があるので、条例項目を増やして、あまり詳細に書きすぎるのも、逆にそれをチェックするときに大変になりすぎるのかなと

ということもありますので、項目としてはシンプルに。「原則として」ということで、その現物を見ながら、そのとき、その状況、あるいは地域住民の方のご意見とかを踏まえて対応していこうというところが落としどころなのかなと思います。

委員：今会長がおっしゃったことがまさにその通りで、広告物設置の場合に事前相談、これは行っているのでしょうか。

事務局：はい。行っています。

委員：今までとしても、その事前相談の時にいろいろ相談をしていて、一応相談した方は、それに従うのが基本という形になっているかどうかというのを確認させていただきたい。

事務局：はい。屋外広告物につきましては、許可制度になっておりますので、必ず事前に相談、申請という行為がございます。

その際に、特にこの都市景観形成地区の対象となっている広告物については、この規格についても照らし合わせて、審査、チェックをしておりますので、その際に、事業者とかとこういった対話によって、是正を促したりとかという形でしております。

委員：そうしましたら、許可申請の事例を重ねるごとに丁寧に、その実績を記録していただいて、ルールができていったらいいのかなと思います。どうもありがとうございます。

会長：ご意見ありがとうございました。

委員：今の発光可変表示式広告物のお話ですが、今回の笹崎宮地区の前も、御供所地区とか、承天寺通り地区も似たような地区で、平成10年とか令和2年に指定されたと思うのですけれども、何か不具合とか今までなかったのでしょうか。

事務局：御供所地区につきましても、点滅する広告物については設置してはならないというような、基準を設けておましてそれに従って許可申請の審査をしているというところがございますが、近年では当該地区の許可申請について、私が記憶をしている範囲ではございますけれども、基本的には規格を守られていると認識しております。

委員：わかりました。特に不具合というかそういう意見ですとか、平成10年からですから、そんなにないということを確認しました。

あとは別ですけども、資料2ページの経緯の中で、都市景観形成地区指定についてのご説明をしていただいております。

地元説明会の中での反対意見なしと書かれてありますけれども、出席者数であるとか、何か意見等あったのであれば、教えていただければと思います。

事務局：はい。地元説明会でございますけれども、7月に昼と夜に1回ずつ開催しております、総勢23名ほどの方が参加をされております。

事前に、対象エリアにお住まいの方、地権者、建物所有者、土地区分所有者の方にご案内をお送りしております、23名の方にご出席をいただいたところでございます。その中では基本的に反対の意見はなかったのですけれども、都市景観形成地区になったらどうなるのかとか、届出の対象の行為はどんなものがあるのかとか、そういった、屋外広告物ではないのですが、高さの話とか、そういったところの確認等がございました。

委員：笹崎の歴史と伝統を継承する上で、この地区指定大賛成でございます。

1つだけ質問ですが、3ページの屋外広告物の規格、共通事項2番目の「2階以下に集約して設置する」ということで、すでにご議論されたかと思いますが、15メートル以上が、届出対象になっていると思います。

新築の場合、1階がものすごく高い、常識ではないんですけども、例えば7メートルだとか。または2階をもう少し高くするとか。階高の設定がいろいろあるので、どうして絶対的な5メートルとか7メートルという高さにされないで、2階という表現をされたのか、その辺り少し教えていただけますか。

事務局：はい。まず都市景観形成地区の事前の届出につきましては、歴史・伝統ゾーンだけの場合は、15メートル以上とか、そういった決まりがございましたけれども、今回の都市景観形成地区の指定により、原則すべての建築物等が届出の対象となります。あと、屋外広告物につきましては、2階以下に集約して設置するという規格を設けることになりましたのは、地元の方からも、バラバラで多い屋外広告物については、なるべく少なく集約するべきだというような意見もありまして、そういったことも踏まえて一定の範囲内に設置することが統一感の街並みを形成するというので、協議の上、2階以下という記載になったところでございます。

委員：常識的には2階で結構だと思うのですけれども、例えば、階高の設定は建築でい

いろいろあるので、バラつきが出るのを整理するために、絶対な何メートル以下、たとえば6メートル以下に集約するといった設定にどうしてされなかったのかなという質問でございました。地元の下承が得られていれば、それで結構です。

事務局：そうですね。あとは、御供所地区でもそれに近い表現を設けておりましたので、そういったものを参考に、定めたところでございます。

会長：本件、こちらから基準を設けていくというよりは、地元の方からの申し出によるもので、地元の方々のご意見を集約して、というところで、多分地元の方が「メートル」というよりは「2階」という表現が地元の方々が理解しやすかったというところがあるのかなとは思いますが。その他、この件に関しましてご意見等ございませんでしょうか。

委員：業者の方からの立場として、お聞きしたいのですが、よくこういった改正などがある場合に、途中から基準が変わるので、既存の店舗、広告物などは期限などが設けられると思います。それから、景観条例に基づく届出に関しても、業者を通して提出する場合、こういう景観形成基準があるから駄目ですよと、きちんと断られます。ただ、おそらく、宮崎宮地区のように狭いエリアや、小さな店舗がたくさんあるところは、基本的に業者を通さず、そのまま広告物を掲示しているパターンが多いです。その場合の、罰則や、撤去などの効力は発生するものなのでしょうか。その辺りを教えてください。

事務局：まず、既存の屋外広告物につきましては、こういった屋外広告物の規制があるので、改修する際には景観形成基準の規格に合わせてください、というお願いになります。既存不適格ということで、そのまま表示されるということについては問題ないという取扱いをしております。

委員：それで、まとまるのでしょうか。

事務局：ただ実際には、宮崎宮地区の既存の屋外広告物の状況を見た上で、今回の建築、屋外広告物の基準の設定でございます。大きく逸脱しているものがないエリアでございますので、既存不適格の割合はごくわずかではないかという認識をしております。

委員：申請していない場合の罰則等あるのかについてお願いします。

事務局：基本的に市内は10平方メートル以内の屋外広告物については、許可申請が必要  
ございません。

委員：10平方メートルはまあまあ大きいと思います。それでしたら多分、あまり意味  
がないのではないのでしょうか。

事務局：そこは全市的な取扱いとして10平方メートル以内としておりますが、都市景観  
形成地区については、それ以外にこのような規制を設けておりますので、そこが  
加味されてくるということでございます。

委員：屋外広告物の申請はしなくていいけれども、景観の届出が必要ということでは  
うか。

事務局：景観条例に関するところでは届出が必要です。景観、屋外広告物、その両面で確  
認をさせていただくということになります。

委員：他の自治体でもそうですけど、申請を出さないケースについて困っていて、それ  
をどうしていくのかという。業者さんからのご意見もありがたいので、この審議  
会も意味があったと思うのですけれども、この件については、もう少し考えた方  
がいいのかなと思います。

事務局：福岡市の中にもやはり、許可申請がなされていない屋外広告物も散見される  
ところ  
でございます。我々としては、違反広告物の調査を定期的に行っておりまして、  
違反ではないか、許可が必要ではないかという案件については、事業者を確認を  
取ったり、申請をしていただいたりとかで対応しているところでございます。

委員：申請をきちんとした人としらない人で、大変な不公平が生じるということが問題な  
のかなと思います。近年は、災害などが起こった際に、大きすぎる広告物は危な  
いという観点もありますので、大事な案件だと思います。  
追加補足の意見として申し上げました。よろしく願いいたします。

会長：ご意見ありがとうございました。その他ご意見等ございませんでしょうか。

委員：条例3条の禁止地区、市長が指定する禁止地区に該当するということになる  
のでしょうか。

事務局：禁止地区に該当するということではなく、都市景観形成地区の規格になるということとで、それを踏まえた届出、許可申請をお願いすることとなります。

委員：都市景観形成地区の規制というのは、屋外広告物条例の中で規制するということになるのでしょうか。

事務局：景観法の中で定める景観計画の中に都市景観形成地区を定めておきまして、その内容を、屋外広告物条例の規格基準のほうに落とし込むこととなります。「屋外広告物また屋外広告物を掲出する物件の規格」というものを定めておきまして、その中に記載されるものでございます。

委員：条例上は、自己の広告物であれば、禁止地域の規制（第3条）の対象外になっているようですが、それは特に問題ありませんか。

事務局：屋外広告物条例上は、第9条に規格の設定というのがございまして、その規格の設定を示しているものの一部ということになります。（第9条によるものであり、自家用広告物であっても規制の対象となります。）

委員：わかりました。ありがとうございました。

会長：様々なご意見いただきましたが、最終的に資料3ページ赤枠の中、屋外広告物に関する景観形成基準案の中に関して、特に文言等を変更する必要性は特にないかと思います。先ほどの輝度の話や、内容のことにつきましては、ここでの審議の記録として、今後の参考とする。今後いろいろな申請がある都度、その記録をしっかりと残し、その事例を蓄積していったって、様々な事例の参考にしていくということで対応可能かと思いますがいかがでしょうか。  
本日の審議事項につきましては、ご了承いただいたということで、結論にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員：はい。（異議なし）

### 「3. 報告事項」

会長：それでは、続きまして、報告事項でございます。

先ほどの発光可変表示式広告物について、文言の変更、整理をするということで、「屋外広告物の規格における表現の整理」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：お手元の「屋外広告物の規格における表現の整理」についてご説明いたします。

屋外広告物の規格につきましては、平成 28 年度に全市一律であったものを、5 つの地域区分に応じた規格に改め、表現の整理を行ったところでございますが、都市景観形成地区における屋外広告物の規格については、表現が未整理のままございましたので、今回表現を整理し、統一を図るものでございます。

まず、1「壁面広告物」についてでございます。

整理の内容は、都市景観形成地区における屋外広告物の規格として記載している「壁面設置広告物」の表現を、「壁面利用広告物」の表現に統一するものでございます。

その右下に米印で記載しておりますが、改正前は、広告板、そして広告幕、直接塗りつけるもの、シート貼りのものなどの壁面に表示するもの、これらをすべて含めて「壁面設置広告物」として位置付けておりましたが、左の点線枠の中に記載の通り、平成 28 年度の改正後には、広告板のことを、「壁面設置広告物」という名称で定義づけをいたしました。

また、広告板、広告幕、直接に塗りつけるもの、シート貼りのものなど、これらすべてを「壁面利用広告物」としております。

そのため、「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」の表現に統一するものでございます。

修正箇所につきましては、(1) の表をご参照ください。

「香椎副都心(千早)地区」から「元岡地区」について、項目及び内容における「壁面設置広告物」を「壁面利用広告物」の表現に統一いたします。

(2) にその他の都市景観形成地区について記載しておりますが、「御供所地区」から「承天寺通り地区」は、修正項目がなかったもの、またはすでに「壁面利用広告物」の表現になっており、修正不要でございます。

続きまして、2「点滅する広告物」について、でございます。

整理の内容は、同じく都市景観形成地区の規格について、「点滅する広告物」の表現を「発光可変表示式広告物」の表現に統一するものでございます。

発光可変表示式広告物については、点線枠の中に記載のとおり、屋外ビジョンその他自ら発光して表示の内容を変えることができる広告物でございます。

修正箇所につきましては、(1) の表をご参照ください。

「シーサイドももち地区」から「アイランドシティ香椎照葉地区」について、「点滅する広告物」を「発光可変表示式広告物」の表現に統一いたします。

(2) にその他の都市景観形成地区について、といたしまして、「承天寺通り地区」を記載しておりますが、すでに「発光可変表示式広告物」の表現になっており修正不要でございます。

以上で「屋外広告物の規格における表現の整理について」の説明を終わります。

会長：ただいま事務局より報告事項の説明がありました。本件について、何か質問等ございましたらお願いいたします。

私の方からよろしいでしょうか。

本日の資料では、この2種類（壁面広告物、点滅する広告物）が話題となっておりますが、屋外広告物の全体を通して、他の種別のものについては、いかがでしょうか。

事務局：他に屋外広告物の種別としましては、地上設置広告物、屋上設置広告物など、壁面以外の種別もございます。

また点滅する広告物以外にも、ネオン管が露出したものですか、それに近いものは別途ございますが、今回は対象となっております。

会長：これにつきまして、ご意見等ありませんでしょうか。

今回は屋外広告物の規格の表現を整理するというので、資料の中にありますいくつかの地区で文言が修正されるということです。

それでは、特に質問等ございませんでしたので、本日の報告事項としては以上といたします。

それでは、会長としての進行はここまででございます。

委員のみなさまには、円滑な会議の進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

#### 「4. 閉会」

事務局：これをもって第29回福岡市屋外広告物審議会を終了させていただきます。  
ありがとうございました。